

武蔵野市補助金評価委員会第5回議事録

開催日時：平成20年10月23日（木）

午後3時30分から午後5時45分まで

場 所：武蔵野市役所 第412会議室

出席者 堀場勇夫委員長、青木宗明副委員長、高見慎和委員、萩野紘一委員、
山田功委員。

青木事務事業見直し推進担当部長、高橋財務部長、山本企画調整課長、竹山財政課長ほか

1 開 会

○委員長 委員の皆様おそろいですので、第5回補助金評価委員会を始めます。

本日、松井委員が所要でご欠席です。

2 議 事

（1）個別補助金の評価について

○委員長 本日は、委託、分担的な補助金の評価について議論し、時間がありましたら補助、援助的なものについてもご議論いただこうと思います。

議事の（1）個別の補助金の評価について、事務局からご説明ください。

○事務局 委託、分担的なものは事務事業見直し委員会が述べた必要性、公平性、有効性、妥当性、効率性、説明責任で見ることができるので、必要性、公平性、有効性等についての「有」と、多少疑問があるもの、その課題について議論の中で協働になるのではないかというものについて、事務局で考えられるところを表示してあります。

援助か、協働の事業かという形で、それを別刷りにさせていただきました。

もう一枚、A4の表裏の紙が、援助や協働の評価の視点のご提案としてお配りをさせていただきました。援助については、こういう評点があるのではないか、協働についてはこういう評点があるのではないかというものをたたき台としてお配りさせていただいたものです。

以上でございます。

○委員長 委託及び分担と呼ばれる補助金については、本来的には市の事務事業を補助金

という方法によって委託あるいは分担しているのではないか。前回委員会の事務事業に関する見直しの基準及びその延長上の補助金交付に対する見直しの考え方、その基準が適用できるということで表にしたものが、1ページから5ページのもので。

援助、奨励に関しては、前回のご議論の到達点は、援助と協働というのがどういう意味かきちんと定義づけされておられません。これに関しては、我々にとって宿題になっております。

本日のテーマは、委託及び分担に関して個別に検討することですので、A3の1ページ目からやっていきますが、方法はいかがいたしましょうか。個別にやると、かなり時間がかかりそうですが、一つ一つ見ていくか、それとも金額の大きいものから行くか、△がついているものから行くかですが。

○委員 金額の大きいものから。

○委員長 金額の大きいものを、すぐ出せますか。

○事務局 例えば一番上の部分は、前回も議論から外したほうがいいのではないかという議論がありましたが、対象とするかの判断も必要かとも思います。

金額の多いものを順番にお示しはできます。

○委員 大体幾ら以上という検討はできますか。たとえば億を超えているとか。

○委員 例えば5000万円以上とかはいかがですか。

○委員 5000万円以上は、少ないですね。

○委員長 事務局のほうで、議論をしてもらいたいのがありますか。

○事務局 △をつけたところがありますが、例えば公平性、有効性、妥当性、効率性、説明責任の比重などをお考えいただければと思います。金額が多いからまずいという判断は難しいと思います。大きいのを例示的に見ましょうというお話だと思いますので、そこに△がついているものは評価をお出しいただくと、こういうのはよくないという評価ができると思うのです。

○委員 ちなみに、例えば日本司法支援センター協会補助金の△をつけたというのは、事務局の考えですか。

○事務局 事務局でつけさせていただきました。補助金として全部正しいと思って出しているものですが、委託的な補助ですので、必ず市がやらなければいけないものなのか、金額やその方法に妥当性があるかということです。「新たな市政構築に向けて」の51ページの下から52ページで妥当性としては「市の支援・負担の割合、支援内容は、合理的かつ妥

当といえるか」、「一人当たり換算した額は、類似事業や社会通念と比較して妥当といえるか」、こういう視点を前回の委員会でご意見をいただいていますので、例えば司法支援センター協会では、民事訴訟の事業であって、国がつくっているもので、市町村の責務というのはどこまであるのかというところでは、こういうものに対する妥当性に疑問もあるのではないかとということで△をつけたという事例です。

○委員 これは、市の法律無料相談とは違うのですか。

○事務局 法テラスというものの運営費の補助金で立川にあるものです。

○委員 始まりや経緯がわからないと、ここではなかなか難しいですね。

○委員長 この表の△あるいは、あり、なしを見ましょう。

○事務局 金額の高いものを抽出していますので、それを出します。

○委員長 我々が判断していけばいいのですね。

○委員 △のついたものから先に始めて、そこから漏れた金額の高いものをその後に行えばよいのでは。

○委員長 それでは、「必要性」の△から検討していただきましょうか。

内容をお伺いして、それが基準に妥当しているかどうかということになると思います。それで、あり、なしを入れていけば、この委員会での判断として最終的に△がありか、あるいは△のままか、なしになるのか。それを一つ一つ見ていきましょう。

まず日本司法支援センター協会補助金というものの内容について、ご説明いただいた上で、どうして△かということですが。

○事務局 法テラスといわれている日本司法支援センターという施設で、もとは財団法人法律扶助協会がやっている業務を総合法律支援法という法律に基づいて国が法テラスを全国に設置することになり、市町村も法律上はその協力義務があります。財政的な責務は法律上は国にあり、法律でも市町村の財政負担はありません。市の法律相談ですと、弁護士の紹介まではしないので、相談をして終わりですが、こちらは相談すれば弁護士の紹介を受けたり、所得の低い人が裁判にまで持っていくことができるという実務的なところがありますので、市民の利益があります。お金を出すことが果たして本当に必要なのかどうかという点で△をつけさせていただきました。人口に応じた補助金の要望もあり、過去の経過等でその金額が現実には決まっています。

○委員長 金額はいかほどですか。（「15万円です」と呼ぶ者あり）年間。（「はい。武蔵野市からの支出は15万円です」と呼ぶ者あり）

- 委員長 「妥当性」が△なのはどういう意味ですか。
- 事務局 市の負担割合が合理的かどうかという部分です。例えば、何件受けたから幾ら出す、そういう性質のものではないです。
- 委員 金額は、向こうから請求が来るんですか。
- 事務局 もともと法律扶助協会というところから出しているもので、一定程度その金額が基準です。
- 委員 これをもし妥当性がないといって拒否した場合は、どういう関係になるのですか。
- 事務局 根拠や金額からも特には影響はないかと思います。
- 委員 例えば、ここでこれはだめだ、15万は出さないよとなったときに、武蔵野市の立場はどうなるのですか。
- 事務局 出してくださいという要望は出ると思いますが、市が負担しなければいけないというものではないので、財政難でやめてしまうことも、今後を含めればあり得ることだと思います。
- 委員 検討した結果、例えば10万でということは、向こうに対して、いえることなのですか。
- 事務局 それは、いえると思います。
- 委員 人口に応じた補助金の要望というのは、結局要望はあっただけで、計算して出しているのではないのですか。
- 事務局 人口に応じて出しているわけではないということです。
- 委員 向こうの要望が、これで計算した結果、15万、そういうわけではないということですね。
- 事務局 要望どおりではなくて、結果として15万になっているということです。
- 委員 これは、出さないと、例えばここに市民が問い合わせなり何なりするというところについて、できなくなることはないのですか。
- 事務局 ないです、国が法律に基づいて設置しています。
- 委員 これは人頭分担金ではないのですね。
- 事務局 1人幾らという負担金ではないです。
- 委員長 必要性和根拠がなしになると、全部消えますね。
- 事務局 市の義務的部分がなく、市が主導したり市が主体となってやるものではないというカテゴリーに入って、援助とか協働の部分に移ってくるかと思います。ほかに援助と

か協働は、要請されるのだけど、要請されてから出す出さないの判断を市がする。

分担金とか委託金というのは、政策としては、直接、間接を問わず、市がやると決めたか、あるいは何かの法律的な縛りがあるって、出していくのだという根拠のあるもので、それ以外は援助のほうに移っていくものかと思います。

○委員 市民にとって、出しても出さなくても結果的に同じだということであれば、「公平性」、「有効性」、「効率性」、「説明責任」、全部「有」と書いてありますけども、全部ないのではないですか。

○委員 これは補助金の評価という中で議論すべきものなのですか。

○委員 「妥当性」だけが△になっていますが、ここに対する15万円の拠出というか補助金が、何らかの合理性がないということがあれば、「公平性」、「有効性」、「効率性」、「説明責任」も△ないしは×になるのでは。

○委員長 こちらのほうの公平性の基準からすると、「公平」なんですよ。

○委員 これがほかに、あるとかないとかいう、ここしかない、あるいはほかに相対的にここが特筆すべきこういうことですよということで説明責任がとれれば、それは「公平性」といいますけれども、さっきの説明だけからいうと、「公平性」といえるのですかね。

○委員長 そこでいっている「公平性」というのは、前回委員会の「公平性」のこの条件二つなのですね。ですから、特定の市民、団体のみに交付されていないという条件を満たしているという意味で「公平」なのでしょう。

○委員 ここだけが抽出されたという論理がわからない。

○委員 これは武蔵野市だけが出しているわけではないのでしょうか。

○事務局 ないです。

○委員 全部の自治体が出しているわけでしょう。

○委員 市がやるべきという分担金の定義から見て、ちょっと疑問があると思います。

○副委員長 委託金は、本来自分で直接やってもいい事業をほかに頼んでいるという意味で、委託金という意味を使っています。

これについては、直でやっても同じことですから、事務事業評価に入ってくるはずなのですね。

右側の△は、全部毎年毎年これは○だ△だとやっていただければいいのです。

きちんと分けた上で、これは事務事業評価で評価、やっていないほうについては、委託ではなくて、協働事業なので、別な視点で毎年こちらも、財政課なり企画課なりが毎年一

遍たいた上で、それこそ市民代表の人にもう一回チェックしてもらおうとか、議会できちんとチェックしてもらおうというのが当然の姿かと思います。

○委員長 ここに入れていいかが問題なのですね。

○副委員長 前は確かに委託だ何だと分けたわけですが、これで本当に合っているかどうかなのです。

○委員長 それをきょうは検討する。

○副委員長 そういうことです。だから、ここで私は別に、△だ○だとやる必要は余りないのかなと思うのです。

○事務局 課題を議論いただいて、それだったら援助でしょうとなれば、今度は援助としての評価基準に持っていくことです。

○委員長 必要性和根拠が△になっているという意味では、それを議論してもらいたいということですね。

○事務局 前回の委員会の51ページの「公平性」も、市民だれでも利用できるから、この物差しでいえば公平だという判断をしているだけです。この部分についてはこういう物差しではなくて、援助じゃないのですかというのであれば、そういうふうに判断をしたいのです。

○副委員長 その基準が今のところないのですね。その必要性が、委託としての必要性なのか、援助としての必要性なのか、わからないですよ。

○委員長 少なくとも委託という非常に強い意味でのところに疑問が生じています。

○副委員長 その基準が今ないのです。

○委員長 それをとにかく協働、援助に移して、今度は協働、援助としてこれがふさわしいかどうか、もう一回スクリーニングに入るわけですね。事務事業として市がやるべき委託事業に入るかどうかを今検討しているわけです。

○事務局 前回委員会では、この「必要性」とか「公平性」が全部横並びで評価されましたが、これを市が主導して、市が発意して、実施は委託するにしても、そういう市の責任があるものなのかどうなのか判断をした上で公平性とか有効性は事務事業評価で検証すればいいので、その部分が怪しいなというものは援助とか協働のカテゴリーへ行き、賛助金だったら別に出さなくてもいいでしょう、そういう判断のカテゴリーに入ってくると思います。

○副委員長 私が申し上げたのはそういうことです。

○委員長 もう一度いいますけれども、必要性和根拠というのは、前回委員会のものを使っているのですが、本当に委託費、分担金でいいのかというのをまず議論して、この右側のほうは、事務事業のほうの物差しですから、それはある意味でこの委員会の議論の対象外です、こういうことですね。

○事務局 そうですね。

○委員長 前回委員会の延長上でやるということですね。

○事務局 市が主導する、やらなきゃいけないということが現時点ではっきりすれば、それは事務事業評価で効率などを毎年チェックしていけばいいわけなので、出す出さないの時点から判断すればいいということでしょう。

○委員長 そうすると、必要性の部分をざっとあるのかどうかの判断を我々はしていけばいいのですか。

○事務局 5000万円以上のところは、この中で5個しかないので。三つは財援団体なので同じに扱えるのかどうかと思うのですが、それ以外のものは、身障者の授産事業の運営費補助金とテンミリオンハウスなので、必要性の議論は違うかと思います。

○委員長 そうすると、こうしましょう。「必要性」の△の部分をとにかく見て、ご説明いただいて、これは援助だろうということであるならば、横にどかすという作業をして、その次に、我々がパーッと見ていって、これは本当に「有」なのと疑問のところを伺っていくということで進めましょうか。

そうすると、2番目の△の内容ですが、金額15万円で、内容はおわかりになったと思いますが、これは委託費、分担金でいいというのか、それとも援助、補助のほうにするのかという話ですね。それを我々が判断すればよろしいわけですね。どうぞ。どなたかご意見があれば。

○委員 分担金ではないでしょうね。

○副委員長 普通に考えれば違うと思います。

○委員長 そうすると、協働、援助のほうに移して、そちらのほうの議論にもう一度という話でしょうかね。

下から2番目、社会を明るくする運動補助金、内容と金額を教えてくださいませんか。

○事務局 これは法務省が主唱している社会を明るくする運動という、非行防止の運動で、主に保護司さんたちを中心として活動する事業で、その運営補助金を出しているのですが、これも必要性で△をつけたのは、市が必ずしもやる事業なのかということ。国、法務

省が皆さんやりましょうとってやっている事業ですから。

○副委員長 これは上から5個目とどこが違うんですか。単に縦割りですか。非行のない明るい街づくり。

○事務局 上から5個目は、これは警察署が主導して、母親の会とかPTAとか保護司さんも入っているのですけれども、警察主導で通年でそういう非行防止活動について情報交換を行っているのです。ある意味、社会を明るくする運動と共通する面はかなりあります。社明運動というのは、非行防止。一番非行に走りやすくなるといわれている夏休み前の時期に、保護司さんが中心となって、例えばティッシュ配りをしたり、昔はパレードをやっていたのですけれども。だから、立場としては市は限りなく協賛に近いのです。

○委員長 金額は幾らですか。

○事務局 非行のない明るい街づくりは40万で、社会を明るくする運動は60万です。

○委員長 そうすると、上のほうが「有」で、下が△の理由は。

○事務局 非行のない明るい街づくり連絡協議会という組織自体が市と警察と一緒にやってやっている、主催者的な部分なのです。

○委員長 警察の事務事業ですか。

○事務局 警察が事務局なのですからけれども、警察と市と一緒にやってやるという、地元の事業です。

○副委員長 官庁の縦割りがこっちに来るわけです。

○事務局 下は法務省がやっているのです、どちらかという自治体としては余り所管するところではないという部分です。

○副委員長 ここに残すということは、事務事業評価が入ってきます。主管課にとって、こちらのほうがきついのです。それでもよろしいのですかということなのです。委託・分担でやって、自分の責任として事務事業評価を受けるのか、援助にするか。もちろん援助にもチェックが入るにしても、委託・分担は、責任が明確だということでしょう。主管課は嫌がるはずなのです。

○委員長 条件は委託・分担のほうが厳しいですね。

○副委員長 武蔵野市としてこれを主管課として非行防止を責任を持ってやりたいかどうかなのです。そういう判断を、毎年財政課の方と主管の担当課の方、部の方と話をさせていただくという方針等をつくって、それをちゃんとやっていただくのが我々の責任なのかと思うのですけど。

いずれにしても、現時点ではこれはかなり疑問ですということですね。

○委員 社会を明るくするという、法務省の主催でやっている保護司さんのものは、法務省から予算は出ていないのでしょうか。実際、保護司さんはみんな市の福祉のほうから何か年間幾らか出ているみたいですがけれども。やっている人たちは、法務省といいながら、市主導でやっていると思っているのではないかしら。

○事務局 パレードをやっていたときは、法務省の人は全然来ないで、保護司さんと民生委員と職員でした。

○副委員長 ここで「主唱」といっているのは役所言葉ではないですね。要は法務省の人がやれ、やったほうがいいのじゃないですかといっているということですよ。何の法律的な根拠もないわけですね。

○事務局 お金はほとんど市の補助金だけです。

○委員 それでやっているのですよね。

○副委員長 当然、国の補助金はないですね。

○事務局 ほとんどの自治体がやってはいます。

○副委員長 やらないからといって、どうなのでしょうかねというところですね。

事務事業評価で見ると、これは非行防止に効果が上がっているのですかという評価になるのですね。そういう評価がされるべきですね。少ないとはいえ、二つ合わせて100万円ですから。

○委員長 事務事業評価を受けるということは、前委員会からの引き継ぎでいうならば、このすべての条件を満たさなくてはいけないということですね。

○副委員長 費用対効果をちゃんと出さなきゃいけないわけですから。

○委員長 説明責任を含めてということですね。

ただ、これをやり始めて、この委員会でできるのという感じがしないでもないですけど。

○副委員長 方針としてここに当然残すべきもの、例えば法律に基づくものは上から見ても当然残ります。

○委員 もしそういう観点でこれを見るのであれば、市が事業主体としてやっていけるか、やっていけないかということをメインにして評価しないと、評価もできないということですね。この部署が本当に主体的にそれができるのか、どういう形でここに参画しているかということを明確にしないと、この項目に掲げるというのは大変になりそうですね。それは、この委員会で決めるというよりも、事務局側で決めていただかないと。

○副委員長 サンプルで幾つかやるならいいですが、全部やるのはおかしいかなという気がします。

○事務局 ご審議していただく場合、例えば、必要性、公平性、有効性、妥当性、効率性、説明責任が全部なきやいけないというふうにいえるのかどうかというのは、事業主体としてやらなければいけないとしても、重みが全部同じではないのではないですか。

○副委員長 去年の委員会の「新たな市政構築に向けて」よりも、むしろ事務事業評価でやっていらっしゃるシートで見ていただいたほうが適していると思います。これはあくまでも去年の人たちは、補助金ということで区別したわけですね。そうすると、むしろ彼らがやったのは援助の基準なのかなという気がする。こっちは委託費、分担金ですから、むしろ事業として評価してもらったほうがいいのじゃないのかなと思います。

○委員長 前回のご議論を読ませていただくと、委託費は本来、市の事業であるので、前委員会の評価基準が適用されます。前委員会の評価基準が正しいかどうかは、また別の問題ですけれども。

ただし、この委員会では、すべてを満たすという必要があるかどうか疑問です。協働、援助の場合には、むしろ、満たさないけれども、協働のために、あるいは援助のために積極的にやりましょうということは政策的に考え得るということで、前回委員会よりは緩くなっているのです。それは今後検討しましょう。ただし、これは相当厳しい判断が迫られますということですね。

だから、公平、有効、妥当、効率その他この項目に関しては、基本的に満たしてもらいたい。これは、それでよろしいのじゃないですか。

○事務局 その辺の許容の範囲はありますか。

○委員長 それは事業評価として適用していただければよろしいのじゃないですか。たまたま補助金という方法で事業を行っているということなので、補助金の問題ではなくて、むしろ事業評価の問題ですというくくりを前回したと思うのです。だから、ほかの事業と同じように、事業評価の基準に従って行ってくださいということです。

○事務局 出さなきゃならないということを前提にすれば、その執行が適切であるかどうかを有効性とか公平性とか効率性、そういう尺度で見といて、それがおかしかったら、公平性で問題ありだったら、同じ条件で別の人の方が手を挙げて参入するようにすればいい。そういう改善を図っていけばいい、委員長がおっしゃるのはそういうことだと思うのです。

○委員長 そういうことですね。恐らく補助のほうの問題としては、この委員会では運営

費、事業費の問題等々がありましたので、ここの形態はもう一度、事業の評価としてどうしたらいいかというのを事務のほうでやらなきゃいけないのでしょうか、問題は、ここに入れるか入れないかという基準がないので困っているのです。

○事務局 前回案としてお示した義務的分担金から委託、協働、援助と分けていったわけですが、今回新たに、義務的な部分が市の長期計画なり法律なりにうたわれているかどうかということ「必要性」のところに入れたのが、今回の表です。

○委員 一つ提案ですが、例えば品質管理みたいなものを、ISOの14001とか、それこそものすごく詳細に規定しているのです。そういう観点からすると、この必要性とか公平性とかいうこの5項目を、ここに書かれているような見直しのこの基準案だけで、例えば「事業の目的、目標、期限は明確か」と書いてあるけれども、何を以て明確とするかとか、「関与・支援すべきもの」と書いてあるけれども、どういう形で関与すべきものなのかという、もう少し詳細を落とし込んで、まとめ上げていかないと、ここに入れるべきものなのかどうかということがなかなかわかってこない。

要素をもう少しブレークダウンして、最終的にここに当てはまる、結果として事業のところに入れようとか入れまいというような議論をしないと、この五つの項目、ここの規定の基準のこの項目だけで入れようとか入れまいとかいっていても、なかなか判断ができないのじゃないですか。

さっきの「非行のない」の、警察署と法務省、この二つの部分について見ても、何を以てこれがここに当てはまるのかということをもっともう少しブレークダウンして、結果としてこうなのですよという説明責任があると思います。一般的には、「有」といえば全部「有」になっちゃうので、何回もこの報告書に出ているPDCAと結びついてこないという感じがしますけどね。

○副委員長 今ここで「有」がついているのはどういう判断なのでしょう。

例えば、この明るくする運動が二つに分かれていたら、これは「効率性」から見たらおかしいですよ。

○委員長 単純に、前回の委員会の基準だけですね。

○副委員長 これで判断すると、社会を明るくする運動は効率的だということで、「有」がついているのです。

○委員長 両方比較しながらという相対的な事業評価、相対的な意味ですね。ここに書かれている効率性の基準の二つを満たしているかどうかということですね。

○副委員長 満たしているかどうかで、評価そのものとは違う。

○委員長 前回委員会は、この5項目を基準としなさい、その中身はこういうものですよ、したがって事務的に、これを満たしていれば「有」になっているわけです。だから、この事業とこの事業がダブって、二重行政になっているのじゃないですかということは評価対象にはなっていないわけです。個別事業ごとの基準しかないのだから。

○副委員長 今はですね。

○委員長 ただし、最終的には必要性があるかないかというのは我々判断できない部分もあります。議会が決定することですという話になってしまう可能性がある。少なくともいえるのは、法律上決まっているのは、もう文句なしにこれが入ってくるのでしょうけど、法律的にないものが問題なわけですね。

○事務局 例えば3番目の幼稚園の運営費などは、幼稚園の運営主体の決算報告書から見ると1%にしかならないのです。1%の補助が果たして幼稚園の就園奨励とか幼児教育の奨励に有効性があつたのでしょうかということ、例えば子どもがどう育つたかというのはなかなか評価できないので、決算書だけで見ます。事業費であれば、幼稚園でもこの事業でこれだけ経費がかかって、これだけの効果ですといえますが、何人お客さんが来たかという効果のとらえ方もあるだろうし、何日開設したという効果もあると思うので、例えば幼稚園が二百何日開園されたという効果を見るのか、子どもが10人だったという効果を見るのかということだと思います。「目的、目標への貢献、達成の状況は客観かつ明確か」が、運営費補助として1%の財政面から評価ができ、有効性がありますかという点で、△となりました。運営費補助が例えば委託の場合でも、こういうふうな視点で見るべきですとかいう基準が出れば、一つの委託的な補助でも意味はあるのかとは思いますが。

○副委員長 こちらの市でいわゆる評価基準をつくられているときに、どういう議論をされているかわからないのですけれど、今おっしゃっていることは、くどいほどやっている議論ですよ。きちんと出せないから市がやっているわけですから。これは民間基準で行けばこうなりますよ、だけど、政府部門でこの議論が全部きちんと経済学的に行けるかといったら行けないわけですから、それを今おっしゃっているわけじゃないですか。

その上で、各市の評価システムと同等にこれを考えるしかないですね。経済学的な感覚でとらえちゃうのではなくて、むしろ武蔵野市さんでやっている事務事業評価の考え方の成果のはかり方でやるしかないです。その意味で、私はこれは事務事業評価じゃないのですかと、申し上げているのです。

○委員長 しかし、前回委員会の基準が白紙に戻ってしまうと、何らかの基準が今度要りますね。

○副委員長 これは言葉でいえばいいのです。ただ、この言葉が何か厳密に例えば数値化できるかとか、100円出せば200円の効果があるとか、そんなことはできないというのはみんなわかった上でやっているわけじゃないですか。

○委員長 さて、困りましたね。

○委員 あとは、ここから外れるものを。

○委員長 取り出せますかね。

○事務局 一番右側に、この中でも協働ではないかと私が疑問を持っているものについては協働と入れました。

例えば3枚目の真ん中ほどに、こどもテンミリオンハウス運営費があるのですが、実態としては広場事業、親子で遊びに来るような場所の提供をしていて、建物を市が借りて、運営をNPOの法人がやっていて、そのNPOの運営費に当たるものを市が1000万円まで実費で出しますよという事業で、市内に1カ所しかないので、別にほかにあるわけではないのです。ですから、「公平性」は、市内1カ所だから△をつけました。市が誘導してつくったのですが、運営できそうなNPO団体に、お声かけをして始めたのです。そういう意味で協働的な事業という部分で、表示をさせていただきました。

○委員 この表を見ますと、何らかの形で△がついているのは、課題ということでコメントが入っているじゃないですか。でも、△があっても、コメントが入っていないところも何かあったみたいですがけれども。市としてはそこを議論してもらいたいということですか。消防団でしたっけ。

○事務局 △がついて課題として入れなかったのは障害者施設の整備費補助金と、あとは消防団の運営費だけです。

○委員長 もう一回もとに戻りますと、こどもテンミリオンハウス運営費というのは、本来市のやる事務事業ではないと。

○事務局 市の事業なのですが、どちらかというと協働の形でやっている。

○委員 協働なのですか。委託ではないのですか。指定管理でしょう。

○委員 子育て支援ということだと思うのですが、それは市がやるべきかということからいったらやるべきことですよ。

○委員 そうすると、協働じゃないね。

○委員 この関与の強さということの基準からいうと、これは分担金だと思います。

○事務局 子育て支援を市が主体となって、では実際だれが汗を流すかは別にして、市の施策として供給しようというのが最終的に議会とかで決まるわけです。その根拠を一応ここで洗っているのですが、やらなきゃいけないのは確かだけど、市の長期計画には供給手段として、市のみならずさまざまなサービス供給主体の参入を促して供給していくのだと書いてあるわけです。これも最終的には議会意思なのですが。

その方法の一つとして、団体に補助を出してサービス供給をやってもらうという選択をしているわけなのですが、ここで「公平性」以降に△がついているものは、例えば同種の事業者があって、手を挙げても今のところ参入できないとか、出している補助金の割に受け入れている子どもの数が少ないじゃないとか、補助を出しても金が余っちゃっているから効率性がよくないとか、そういう事務事業評価をした結果、「公平性」以降に△がつくという構造だと思います。

○委員長 前回の議論、今の議論もそうなのですが、切り分けの場所というのは本来市がやるものか、あるいは本来、市ではなくて、NPOでも何でもいいのですが、他の主体がやる、そこの切り分けで考えているわけですね。両方とも市が何らかの施策としてやるということは、よろしいのですが。

○事務局 市としては施策事業体系として、これとこれとこれの計画を立てました。市としてはやるのですが、実際サービス供給するのは公務員か民間の方か。民間の方がやれば、一定収益が上がらなければ補助を出してやりましょう。事業者が幾つも考えられるのであれば、競争を促して、コストを下げていきましょう、そういう判断で切り分けて改正していく。

もう一つ、長期計画、個別計画で市がやります、やるという意味は、お金を出すなり人を出すなりしてやります。民間の側から、やりたいのだけど公益性があるから援助してよと。原水爆禁止などは、市は原水禁運動をやるとは書いていないわけですが平和という観点から補助はしている。それは、やるとどこにも書いていないのだから、やめても市の政策上はいい。

障害者の補助金がいっぱい出てきますけれども、障害者計画でリフトタクシーを動かすとか、知的障害者の療養ベッドを用意するとか、施策面でずっと書いてあるわけです。供給は広く民間事業者への参入を促す。採算合わなくて来ないから補助金を出してやりましょう。あとは、それはこの事務事業評価で評価する。

○委員長 そういう点からいうと、このこどもテンミリオンハウスは、こどもテンミリオンハウスの運営主体が、こういうことをやりたいので、補助金を出してもらいたいという枠組みになっているわけですか。

○事務局 もともとはこういう施設をやってくれませんかという呼びかけです。

○委員長 そうすると、協働ではなくて、市の主導になるでしょう。今のお話を伺っている限りでは。

○事務局 保育サービスの拡充で、一時的な預かり保育の拡充になっています。

○委員 こどもテンミリオンハウスは、保育という感じじゃないのでしょうか、今のお話を伺うと。

○事務局 遊び場の提供ですね。ある面、児童館みたいな。

○委員 手を挙げているのが、今のところここだけだけれども、将来的にはほかの安くやれるところが出てくれば、そういう選択肢もあるとなると……。

○事務局 ほかに市内にも何か所もやりたいというのであれば、つくれます。

○委員 指定管理者じゃないけれども、これは委託じゃないかと。最初の設立のところは委託じゃなくても、だんだん充実して行って、もうそろそろになったら、今の説明からすると、委託事業へ移行していくということも考えられるわけでしょう。

○事務局 事務事業評価で、委託のほうが効率的だとなったら、補助をやめて委託する。サービス供給は、市の責任で、最終的には市がやると決めているので、だれが担うかは別にして、金は委託金なり補助金なりを出してやり続ける。

だから、この5項目で評価すれば、改善が図られていくでしょうと。ところが、援助なり協働なりは、やらなきゃいけない根拠、どうして金を出してもやらなきゃいけないのという根拠がよく見えない。性質の違いとか判断基準の違いがあるのですが、前回委員会では一緒にして効率性や透明性の網をかけてしまった。だから、どうも腑に落ちないところがあるのかと。

○委員長 それはわかりました。それはその方向で今、切り分けてやっているのですが、今のこどもテンミリオンで行けば、委託か分担金ですよという話ですね。要するに、市側が主導を持って、施策として、規模は小さいけれども始めたという話ですよ。

○事務局 ここで「協働」と出ているのは、仕組みとしてそれも可能性としてはあるという程度で、民間の福祉サービスが提供する高齢者サービスだったら、ある意味、民業とはいえ協働は協働ではないか。

○委員長 概略がよくわからないので、協働にしてもいいのではないかというのは4ページに幾つかありますけれども、これをご説明ください。

○委員 仕組みということ考えたプランの主体と事業主体とをどこかで分けないと、今いったところはぐちゃぐちゃになっちゃう。だから、このテンミリオンも、あくまでも仕組みとしては、企画としては、行政が考えたけれども、実施主体はあくまでもNPOなり何なり、どっちに切り分けるかによって、こっちに残るのか、協働にするか。

○副委員長 もう一ついえば、何か問題が起きたときに、どっちの責任か。市の責任になるかならないかという点だと思います。ですから、これはどういう計画の打ち出し方なのか、市がイニシアチブを持ってやっている行政で、最終的な責任は、市が負うべきものが委託だろうと思うのです。

そうすると、テンミリオンについても、これはNPOさんからすれば、いや、協働事業だとおっしゃると思います。NPOは、下請団体にはなりたくないでしょうから。ただ、これはやはり市が市の一つの政策、施策としてぜひやる、自分が責任を持ってやるんだということ始めたものであれば、委託ですよ。そうじゃないとすれば、場合によってはもうやめちゃってもいいということになりますから。市民の要望でやっているというのであれば、こっちに行きますけれど、多分そうじゃないと思うのです。市の子ども政策として学童保育、放課後も含めてそういうものでやる。

○委員 交付団体が仮になくなったとしても、そうしたら市が自分でやるか、かわりの団体を連れてくるかというのが、これの対象になるものだと思うのです。

○事務局 そうです。そこの部分の施策事業、サービス供給が体系上とまっちゃ困る。

○委員 そこで述べられるべきなのは、交付団体がなくなったら、市役所でかわりにやるか、そういうことをこそ載せるということですね。

○委員長 そういう視点で協働に移せるものを抽出していく以外にないのでしょうか、とりあえず4ページに幾つか協働がありますけれども、説明を受けて。環境まちづくり協働事業補助金。

○事務局 地域猫を世話したいという方々が、市に補助をしてもらって、猫の避妊などをやる事業とか、環境に関する提案を市民のほうからしてきて、それを採択してやっています。例えば、商店街のシャッターの落書きがありますね。あれを消したいような人たちが、やっぱり市に援助してくれと行って来て、それを援助するようなものも、ここに入っていると思います。

○副委員長 これは武蔵野市としてはどっちに。これは千差万別で、例えば落書きにしたって、ご存じのように、強力に市として金をかけてやっているところもあれば……。

○事務局 今は市民の自発的活動にゆだねていますね。

猫なんかは、くさいとかうるさいとかで苦情が来れば、公害係が対応せざるを得ないという状況もあるので、グレーゾーンで委託金の中にカテゴライズしているのかもしれないですけども、そうやって市民団体が今、自分たちでルールをつくって、えさやりとかトイレとか避妊手術とかをしましょうということに、もう主体が移ってきているから、そういう意味では限りなく協働。

落書きも、主にやられるのは塀とシャッターですけど、その商店街の人たちが出てきて、スプレーか何か消す道具があって、消すのは地元の人。

○委員長 それは協働でしょう。

○副委員長 委託金というよりも、もちろんそれで治安悪化して殺人事件でも起きれば、多分委託費に入ってくるのでしょうけど、恐らく今聞く限りは違うみたい。

○事務局 かつては苦情が来て、受けて、職員が行っていたみたいなきも場合によってはありました。

○副委員長 こっちなのかも含めて、また事務局で判断していただければいいと思います。

○委員長 猫のその話を聞く限り、委員の基準で行くと、そういう主体がいなくなったのに、市が出て行ってやるかという話だと、まだそこまでいっていないからやらない。

○副委員長 そこまでの深刻度じゃないような気がします。

○委員長 とりあえず協働に入れておきましょう。

○事務局 その下は公園の管理で、これは本来的には市がやるべきところを住民を巻き込んでやっていますから、逃げてもやらざるを得ない。そういう意味では、本質的には、そういう人たちがやめたら、市が直接管理をします。

○委員長 ボランティア団体云々といいますと。

○事務局 ボランティア団体に任せて、ただ管理してくださいではなくて、花を植えたりということも含めて、いろいろなことをやってもらっているところがあります。

○委員長 ボランティアは二つありますけれども、これはそうすると二つとも。

○事務局 どちらもそうです。下は二俣尾という別の場所にある施設の維持管理をボランティア団体をお願いしているものです。

○委員長 そうすると、これは委託に戻せばいいのですね。

○事務局 そうですね。委託の部分ですね。

○委員長 医師会救急業務研究費補助金。

○事務局 下三つは、どちらも医師会とかのいろいろな研究費の補助なのですが、これも例えば余り個々の成果があつてどうこうというより、実際に会議があつたり、運営費としてはコストがかかっているの、決算書もきちんと出てはいるのですけれども、連絡的な会議を開催する的部分が中心になっていて、個々のこの事業の成果物が毎年毎年次から次へ出てくるものではない。訓練したり、そういう補助になっている。

○委員長 恐らく今の基準は右側の基準で、要するに本来市がやる業務であるので、お金を出している。それが成果を生んでいるかどうかは事業評価のほうでやっていけばいいわけですから。

○副委員長 そういうことですね。前者のほうは、どうなのでしょう。

○委員長 市がやる業務だとお考えなのですね。

○事務局 災害とかのために、市が本来、そういう市民の安全管理とかをやる業務ですから、その部分のためにお金を出しているという認識です。

○委員長 そうすると、一応委託金に入れておいて、むしろ事業評価をきちんとしてくださいという話ですね。

○副委員長 そういうことでしょうね。成果をちゃんと出すなら出すし、出さないならやめましょうという話。

○委員長 協働は全部終わりましたので、これはどうなのだという事ですね。

○副委員長 報告書のほうでは、委託・分担金に残ったものはきちんと事務事業評価と五つの基準、ハイブリッドになっちゃいますけど、これできちんと毎年評価してください。報告書としては、各事業部は、ここに入れたくなければ、補助金扱いのようなことにするのかをきちんと財政課とか企画課とか、あるいは市長と相談してくださいということです。こちらに残る以上は、今のように評価しますよと。

○委員長 戻って恐縮ですが、社会を明るくする運動補助金の△。この△を何とかしないと、まずいのでしょうか。今の基準で、委託費なのか補助金なのか。

○副委員長 これも主管判断でしょうから。

○委員長 どっちなのでしょう。

○副委員長 市の事業とお考えなら、こちらです。つき合いで、なあなあで、惰性でやっているなら、援助でしょう。

○委員 「非行」のほうも含めて、この協議会とか実施委員会がもしなくなったとしたら、市役所で直接やるのですかね。

○副委員長 そういうことでしょうか。

○事務局 やらないでしょうか。

○委員 じゃあ委託金じゃないということじゃないですかね。

○委員長 やらない。ただ、警察業務の一環としてやっているのでしょうか。

○委員 だと思うのです。

○事務局 「非行のない明るい」ほうは警察ですから、これはなくならないですね。これはいわゆる非行を所管しているセクションが担当しています。

○委員長 だから、上のほうは委託ですね。

○事務局 非行防止とか青少年育成というのを所管しているセクションが行っていますので、一緒に年末警戒に行ったり、そういうことをしています。

下のほうは、どちらかというと保護司さんの活動なものですから、これがなくなったら市がかわってやりますかということになると、難しい。ただ、保護司という制度がある以上、なくなりほしくないと思います。

○委員長 そうすると、むしろ援助ですか。

○事務局 多分そういうこと。

○委員長 援助ですよ。協働じゃないですものね。

○副委員長 と思いますけど。

○委員長 とりあえず援助に入れておきましょう。

あと△がついているのはどこですか。上から二つ目。

○副委員長 司法支援センターは法律には書いてあるのですが、そこには分担金を払えという記載はあるのですか。

○事務局 ないです。財政的な支援は国の責務です。

○副委員長 この組織の法規制ですね。じゃあ、これは別に関係ないですね。

○事務局 市が金を払えという規定はないですね。

○委員長 そうすると、援助。

○副委員長 つき合い。(笑)

○委員長 つき合いとは書けないでしょうから、援助。

○委員 つき合いでしょうか、やっぱり。

○副委員長 つき合いですよね、はっきりいえば。交際費ですよ。

○委員長 あとは、全部「有」になっていますが、委員のほうでざっと目を通していただいて、これは何だというもの。あるいは、事務局のほうで検討してもらいたいというのがあれば。

○委員 必要性に「？」がついているものが二つほどあると思うのです。一つ目が2ページ目の上から五つ目、障害者施設整備費補助金。

○事務局 これは根拠の部分として「？」をつけたので、例えばこれは社会福祉法人の施設で、市民用ベッドが2床なのですね。だから、必要性としては確かに市のやらなければならないことではあるのですけれども、それで根拠は何だろうか。必要性の根拠としたときに、入所希望がたくさんいる中で二つというのが、果たしてそれが根拠のすべてかなというところで、ちょっと疑問符的な「？」で、別に必要性がないという意味ではないです。

○委員 消防団云々。

○事務局 消防団の直接の経費というのは別途出ているものですから、士気高揚といいますが、そういうところを出しているものですので、この辺では運営交付金が必要というのは、副委員長のコメントがありましたけど、消防団自体はもともとかなりボランティア的な活動ですので、その中で運営交付金を出すことは、市としては当然必要だと認識している。消防団というのは、なくなれば地域消防自体は市が何らかの形でやっていかなければいけないというところではあります。

○委員長 ただ、もう一度申し上げると、これのほうที่嚴しいわけですから、逆に担当部局のほうで困るよということはありませんか。

○副委員長 困ったほうがいいのですか。

○委員長 変な話ですけれども。

○事務局 困ることによって適正化されていくだろうというご意見ですか。そういうご提言をいただいて、市がこの分を全部事務事業評価して、効果が上がっていなかったら来年もう一回考えましょうというようにして減らすという趣旨ですね。

○委員長 そういう話。

○副委員長 そういうことです。ここでやるよりも、そっこのほうがずっと効果がある。

○委員長 なおかつここでの委員会の議論を踏まえると、補助の性質が、運営費プラス事業費が事業評価対象になるということならば、なるべく事業費補助にしてくださいというのが結論の一つになっていますので、ここが基本的に運営費はいかかなものか。あるいは、

運営費であるならばそれ相応の説明責任が必要となりますよ、こういう話になりますね。

○副委員長 運営費補助ですと、運営についての評価になりますから、できるだけ事務事業費の委託に、内容を徐々にでも変えていってもらいたいということですね。そのほうが責任がはっきりする。

○委員長 委員から本日出た内容では、この「公平性」、「必要性」からずっとある幾つかの基準が、前回委員会のものではやはり足りないだろうと。それは、補助金の基準、事業評価の基準がイコールだった部分もあるのですけれども、きょうは事業費補助の話をしましたけれども、補助金としての基準として、この「有効性」とか何とかというのは、何かあり得ますね。あるいは、もう少し細目にわたって決めるべきだというのがあります。それは多分この委員会ではなくて、事務のほうが受け取った形で、この委員会では、ここでもう少し詳細にわたって基準が決定されるべきだということがいえますか。

○委員 すぐにとすることはできないとすれば、3年間なら3年間、事業評価を回してみても、その中から基準をつくり上げていくという作業をやらないと、頭だけで考えてもなかなかできないのだろうと思うのです。まさにその辺がPDCAのところだから、まずは事業評価をやりながらでも、その細目をつくり上げていくという継続的な作業が必要なのだろうと思います。

○副委員長 4ページの、吉祥寺駅周辺交通問題協議会補助金は運営費補助になっている。交通問題協議会、これは多分何かの届け出団体でもないし、かなりふわっとした団体ですよ。

○事務局 いわゆる交通問題とかいろいろなものを市だけでは解決できないので、巻き込んで、交通事業をやっている交通事業者とか商店の方とか。

○副委員長 これは運営費補助なのですか。ここには「運営費補助」と書いてありますけど。

○事務局 ほぼ丸抱えなのです。この組織のかかる費用を事実上、全部市が負担しています。市が直接こうやりますといっても、トラブルになりますから、まちづくりをするときに、いろいろな意見を聞きながらやるために、そういういろいろなそれぞれの立場の人、運送事業者とか鉄道事業者とか商店街とかいうところを入れて、そういうまちづくりを一緒に考えましょうということです。

○副委員長 これも交通問題とは何かということからきちんとやって、行政施策という交通問題をどう解決するかを目標設定してきちんと評価してやらないといけないという

ことですね。それがすべてのところで、今ほとんどが運営費補助になっていますね。ほとんどすべての問題について、何となくイメージではわかるのですが、それぞれ何を目標にして、数字であらわせないものは定性的な表現でも構わないので、きちんと成果は書いてくださいということですよね。

○委員長 この部分に関しては、前回委員会の「新たな市政構築に向けて」の基準が厳しく問われるということを確認して、これの実施案策定に入ってくださいということになりますね。本委員会でも、この基準を認めますということになるわけですね。

○事務局 4ページ目の上から3行目の武蔵野健康開発事業団の運営費補助というのは、出資団体といいますか市がつくった法人で、そういうところは、なかなか事業費補助にはなり得ないです。

○副委員長 そこは、行革ですとか事務評価のほうでやっていらっしゃるんじゃないですか。それはそもそもが補助金の問題ではないですよ。

○事務局 団体としては、いろいろ経営改善はしています。

○副委員長 存続させるか、させないかも含めて別の問題ですね。

○委員 この団体のサービスは、具体的にはどういうことをやっているのですか。

○事務局 健康開発事業団は、市内のお医者さんが個々に医療の検査機器を持つのは難しいので、そういう検査機器をここで所有して、お医者さんの検査業務を受けたり、それ以外に、その機器を効率的に使って人間ドックの事業をしたり、あとはお医者さんと連携するようなシステムづくりをしたり、そういう業務をしている団体です。

主なのは、ここの施設にも嘱託の医者とか技師がいて、レントゲンとかCT、そういう検査をお医者さんから受託してやる。そういうことで市内の医療向上を図るところです。

○委員 そういうことを市がやるべきという判断ということ。

○事務局 市立病院でもあれば違う判断も出たのかもしれないですけど……。

○委員 ここがなくなったら、市立病院をつくるしかない。

○事務局 医師会の自助努力的な、協同組合的なものでも可能なんじゃないか。要は、町医者さんでは、高額で精密な検査機器を1軒1軒はとて持てないので、農機具じゃないけど共同で運用しましょうと、毎日使うこともないのだから。その仕事が半分です。

○委員 医師会から医師が順番で行ったり、医者がCTを撮る必要がある患者をこちらで撮ってもらったり、たしかやっているんですよね。MRIはまだないみたいですが。

○委員 ほかの病院に検査しに行ってもらおうというのと同じ話ですよ。

○事務局 通常、そういう施設がなければ大学病院とかに紹介状を書いて検査してもらう。ただ、そうすると何カ月間か待たされたりとか、そういうことがあるのをこういう共同で設置することで、そこに行って、すぐ検査するといいますか、比較的短時間に検査をして、その結果をお医者さんにフィードバックすることで、お医者さんが、これだったらこういう処置をしましょう、逆にもっとひどければ、大学病院に入院しなさい、そこまで含めた診断の紹介をする、そういうための財団という性格ではあるのです。

○委員長 武蔵野市には高度医療施設みたいなものはないわけですね。大学病院クラスのもの。

○事務局 赤十字社の病院が市内にあるので、それもあって市立病院を持っていないといえは持っていないわけですけども。例えば区部なんかですと、誘致したりとかありますが、特にそういう医者の誘致等をしているわけではないので、責任の割合としては、そういうものをつくることで、いわゆる市内の診療所をレベルアップして、混んでしまうような大学病院とか、赤十字病院も結構混んでいますので、そういうところとのすみ分けをしていく。それでなおかつ市民の方の医療レベルを維持するためのものです。

○委員長 これは分担金か委託費ですね。援助ではない。

○事務局 市民の安全・安心、福祉の医療サービス供給体系の中には組み込まれている施策なのでですね。人間ドックをどうだというのは、またちょっと違う次元ですが。

○副委員長 副業ですね。

○事務局 先ほど委員長のいわれた基準なんですけども、分担的、委託的と決まったら、この「公平性」とか「妥当性」とか「有効性」のスケールを当てはめていくという基準なんですけども、この基準が妥当なのかどうかというご議論をここでいただくのか……。

○委員長 やります。これを拝見させていただいている限り、事務事業評価の基準なのでですね。「必要性」から始まって「説明責任」、それが補助金に適用できるかどうかは1回議論してみます。基準のそれぞれは、並行に行っていますのでこれは妥当しないよとか、するよとかいうのを見ていただいた上で議論をしたいと思います。

もう一つは、先ほど出てきておりますけれども、補助金の場合は事業費補助だとか運営費補助だとかありますね。評価する場合に、こっちの補助金の形態のほうがいいよとかが出てくると思いますから、その辺もちょっと変わるのじゃないかなという感じを受けています。

基本的には同じベースで議論できるのでしょうけども、どうでしょう。委員のご意見も

あって、もうちょっと補助金の場合には詰めなきゃいけないかなと思うのですが。実務に携わっている方の案を伺った上で、どうですか。いかがですか。ご意見はありますか。

○副委員長 委託金の話ですか。

○委員長 委託金の場合には、事務事業の、あるいは補助金の必要性から説明責任の基準がもう与えられているのですね。

○副委員長 事務事業評価のほうでこの視点を取り入れつつというハイブリッドな答えになっちゃいますけれど、そちらでやっていただいたほうがいいように思うのですがね。

○委員長 こちらでやらないで。

○副委員長 去年のものがあたかも憲法だとかいわないで。どうなのでしょう、その辺はもうやっていらっしゃる方じゃないとわからないのですけれど。

○事務局 去年のこの補助金の見直しの基準、「必要性」とか「公平性」とか、今やっているものは、あくまで案ということで……。

○副委員長 ですから、50 ぐらいの事業、これを例えば事務評価システムのほうで取り入れていただいて、担当課を通す形になりますけれど、この担当課の一事業として委託事業の方向に少しずつ変えていただければいいと思うのですが。運営補助ですけど、そう変えていきながら、ここで担当部局のほうの一つの事業として評価して行って、その評価、同じようなことが出るのでありますが、有効とか効率的とか、おやりになると思うのですが、そちらで判断してもらえばいいと思います。

○委員長 前回の委員会の基準は案で、それがまだ確立されていないのでとのことですね。

○副委員長 これには余り関係なくていいのでは。

○委員長 そうすると、担当部局に任せるということになるのですか。

○副委員長 事務事業をやっていらっしゃるわけですね。

○事務局 ここで先ほど来出ている補助金についての評価のスケールは、案にとどまり、事務事業評価のスケールは、実は今までのものが有効に機能していなかったもので、今、物差しをつくり直しているところです。それにできたものを当てはめるという作業ができるなど。

○副委員長 むしろ見直しされているので委託事業についても取り入れる。委託事業あるいは補助として担当部局が行っている、補助金を通した先の事業についても、見直しの中で少し配慮していただいてやったほうがよいでしょう。補助金は補助金で基準があつて、事務事業評価は事務事業評価で基準があつてということだとおかしくなっちゃいますから。

むしろ一体化できるようなものをつくっていただいたほうが、武蔵野市にとってはいいことだと思います。

○事務局 基本的にはそういうことだと思います。補助のお金の形をとろうと、職員が直接執行しようと、同じ事業は事業。そういう目線で、目標達成度とか効率性、そういうスケールを当てていくことは原理的には可能でなきゃいけないのだろうなど。

○副委員長 考え方は合っているのです。

○委員長 それはいいのだけど、それをどこがオーソライズするのという問題でしょう。

○事務局 一応事業というものを念頭に、同じ尺度で補助金もやってきた経緯はあるのです。行政評価の組み直しということを念頭につくっていますけれども、そのスケールがまだ今改定中で、案としてお示しできない状況です。補助金についてはそっちを使うということですが、現段階では難しいです。

○副委員長 であれば、この右側のやっていないほうについて、こちらが適合するかをやりつつ、この中から何かこちらにフィードバックできるものを持ってくればよろしいのじゃないですか。

○委員長 どのような方法であろうと、まだ案の段階なので、ここでいいですよとオーソライズする必要があるわけですね。案自体は……。

○副委員長 ですから、それは援助・協働で考えればいいんじゃないですか。

○委員長 事務事業と並行してつくっていただいた案でもいいのだけれども、一応ここで検討して、これで行きましょうというのがないと困るわけですね。最終的な報告書の中では。

○副委員長 次回、もう一回委託・分担をやるわけですね。

○委員長 もちろんそっちもやるけれども、援助・協働こっちのほうも必要ですよ。

○副委員長 こっちをやってから最終報告を書くまでには時間がありますから。

○委員長 方法はいろいろありますが、いずれにしても最終案の中に、そういう基準が、案ではない形で欲しいということですね。

○事務局 作業スケジュール的に今の見通しをお話ししますと、行政評価シートのリニューアルは、11月の末ぐらいまでには案ができ上がる予定なのです。それで年内にやってしまおうという腹なので、それを見ていただいて、委員長、副委員長なり皆さんがイメージされているものとどうなのだというのをやってみたほうがいい。そこにもし足りないよというところがあれば、行政評価シートの、もしかしたら別建てで補助金バージョンをつく

って項目を入れなきゃならないかもしれないし、これで足りるならば、事務事業評価の基準を分担金については適用するという報告を書けば足りる。

○委員長 了解しました。じゃ、それができ上がるのを待った上で、ちょっとここで一回ご議論させていただいてということですね。

本日は一応そういう方向で。あと、「有」というのはこの委員会では委託費として考えましようということですが、何かざっと見ていただいて、これはどうなのだというのがあれば。

本日、基準が委託費と委託費ではないもののがかなり分かれましたので、それでもう一回ざっと見ていただいて、次回これはやはりということがあれば、また外すということ。そうしましょうか。

○副委員長 この基準の見直しはいつでもできると思いますから、次回また冒頭で混乱しないよう、むしろ残りの時間で援助と協働の違いを少し議論しておいたほうがよいのでは。

もう一つ、協働事業とは何かという定義ですね。逆にいうと、援助とは何かということにもなるのですが、これを事務局のほうで、協働、援助で振り分けていただいた基準が多分こちらのAとかBとかの定義ですか。

○事務局 振り分けたのは私が主にやりました。援助か協働かというのは、市が一緒になってやるものか、相手側が主体となってやっているものかというところを主に視点として分けました。その辺でコンサルのほうはほかの自治体でも補助金のことをやっていたという経験があるものですから、今回この評価視点というのをご提案いただいたので、この辺をご説明していただいて、定義じゃないですけども、こういうことで分けられるのじゃないかという視点とたたき台といいますか、案をいただいたらどうかと思っています。

○委員長 協働事業の評価点と援助事業の評価点なのですが、まず一番最初に伺いたいのには援助と協働の定義。要するに、切り分けの基準。

○事務局 すごく単純にいうと、援助は、市では全くやる義務がないし、責任もない事業で、相手側が主体的にやっている事業に経済的に補助をしているもの、協働のほうは、市もお金を中心ではありますけれども一緒になってやりましようというような、やることに對して一つの政策実現が含まれているようなものという視点では分けてあります。しかし、明確にきちんと厳密にこうですというのはなかなかいえないところではあります。

○副委員長 そこから行くと、きょういろいろ時間をかけてやって、少しはっきりしてきて、特に委員がおっしゃっていただいたような表現が一番切り分けに便利だと思うのです

けれど、受け皿がなくなっても市はやりますかということですね。そこから行くと、私の感じだと、援助というのは極端にいうと、これまた現場の部局は嫌がるかもしれないのですが、場合によってはバサッと毎年いつでも切れるみたいなものが援助。協働となると、やはり協働しているわけですから、借家人を追い出すわけにもいかないというのと同じような意味で、一緒にやっているものを一方的に切ることはできないというイメージなのかなというのが一番最初の出発点なのですけれど。

もちろん補助金というのはすべからくここから先の話、委託金と違いますから、私は毎年ゼロベースで見直してもいいと思うのですけれど。

○委員長 どちらのことですか。

○副委員長 今からやるこの二つはね。委託金はそんなわけには、急にはなかなかいかないと思いますけど、こちらはゼロベースで見直す場合でも、ゼロベースで見直してバサッと切れるものが援助で、協働の場合には相手もいるので、相手がどうするかを一応配慮しなければいけない事業。そんなイメージかなと。

○事務局 バサッと整理するとそういうことかなと思います。

援助というのは、先ほどの説明にもあったように、基本的に発意したのは援助を受けている側で、いいことだから応援してよ、公益性があるから応援してよと。それに対して、補助金だけ出してあげて、あとは勝手におやりなさい的などころがあるわけです。もちろん内容は、活動自体に公益性がちゃんと担保されているとか、チェックは入れますけれども、もう企画から終わりまであなたたちが責任を持っておやりなさいよ。だけど後で報告書は出してください。だから、やめようと思えば、義務性は非常に低いので、終了ということはあると思います。

それに対して協働のほうは、何らかの形で職員も関与している例が大半なので、委託、分担よりは市の発意性というか主導性は低いものの、物事の経緯からいっても市の職員も働くという意味合いにおいて参画している部分が多い。

○委員長 協働の場合には、市職員が参画するという条件が要るのですか。要するに、労働提供とは限らないですね。

○事務局 必ずしも条件ではないですけれども。

○事務局 これを分けるときは、お金を出すのも一つの協働の形という認識で行っております。

○委員長 恐らく資源を提供するとかしないとかではなくて、意思決定が協働でなされて

いるという意味でしょう。何らかの意思決定の段階で関与しているというのが協働ですね。基本的に意思決定は民あるいはNPOかわかりませんが、他の主体がやっているのに対して、賛同するという意味で援助しているという切り分けのように聞こえたのですけれども。その意味で、市役所の職員が関与する、しないは特段……。

○事務局 それは特にはないです。協働という言い方の中で、協働の仕方の種類というのは、物すごくいろいろあると思うのです。それは、例えばお金を出す。向こうは人を出して、こちらはお金を出すというやり方もあるでしょうし、人と人を出し合ってやるということもあるでしょうし、ノウハウをもらうということもあるでしょうし。だから、ある場合はもしかしたら委託になるけど、ある場合はもしかしたら補助になったりする、そういう協働をやる場合の手段としてお金というのは動いてくるのじゃないか、何かちょっとそんな気がしますけど。

○委員長 そういう意味では、委託の場合は意思決定は主として市がやっているわけですね、当然。何かそんな切り分けでだんだん……。グレーなのでしょうけれども。

○副委員長 この部分はこの委員会、ことしの結論で一番打ち出したいところだと思いますので、次回までに全員でいろいろ考えてきて、事務局のほうも考えていただければよろしいのじゃないですか。

○委員 確かに、協働というのはいろいろある。だから、逆にこの援助事業のところの「必要性」、「公平性」以外の評価種目は、「援助事業とは」というふうに書いてあるところのAに「市が行う事業に貢献」と書いてあるので、協働とわかりにくくなってしまうのだと思うので、むしろここは市民が行う事業で、市にそれが貢献するというような書き方にすればよい。市民が行う活動ないしは事業、そういう市に資するものに援助する。

それから、協働というのは、市が直接事業としてやるかどうかは別として、企画なり何なり、すべてそういうものに対して主体的に一緒になって参加するというような書き方にすれば、明確になるのじゃないですかね。

○委員長 これだけちょっと説明をお受けして、次回までに皆さんで……。

○コンサル 手短かにこの資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、協働事業の評価視点というところで、これは現在お手元にあるA3の援助、協働と一番右で分けられているものから抜粋して「協働」と当てられているものを抜き取っているものです。

「必要性」、「公平性」以外に評価視点ということで、A B C D Eと五つほど挙げさせて

いただいておりますが、これは私どもが、ほかの自治体で補助金評価というときにお手伝いさせていただいたところがありまして、そこで幾つか事例をもとにつくらせていただいた評価視点ということで評価項目ではございません。前提条件として全く違うことといたしましては、Eにありますけれども、提案公募型補助金というものをその自治体ではつくるということです。こちらの場合ではそういったものは特につくるという前提条件ではないのですけれども、さらにもう1点違う点は、協働事業というところで、こちらの自治体においては既に補助金条例というものをつくって、その条例の中で定義したといういきさつがあって、それから評価をしていったという前提条件があります。

そういった点もありますが、現在、ご議論になっているところで、協働と援助の違いはという話が上がっておりますけれども、いわゆるフラットにしてから協働というのを定義して、協働という概念に当てはまるというものをに入れていくという手順ではなく、既存のもののある程度カテゴリー化して協働にしていくというところで難しさがあるのかなと感じておりますが、まずA。「協働事業とは、市と団体が共通の目標に向かって、対等の立場で相互協力して行う事業をいう」とあります。これはある自治体の協働の定義を使って、言葉を引用してきた。これはいわゆる援助と分けるためという目的で、このような表現を使っています。

今までの会議でも、運営費補助と事業費補助というのは明確に分けるべきだというご議論がありましたけれども、私どもも実際にはそう考えておりまして、運営費補助というのは、やはり何に使われているかわからないという点で、本市の協働を推進するという立場から、協働事業という場合には運営費補助は適当ではないのではないかとということで、このような表現にしております。

B C D Eにつきましては、単純に有効性や効率性、あとそういったたぐいの文言を述べさせていただいている。特に注意を要するのは、Dの「補助の内容等に政策的な戦略性が認められること」。この「戦略性」という言葉が非常に難解でして、これをどういうふうに定義づけるか。これが本市の協働というものを推進する上で非常に重要になってこようかと思っております。

裏に移りまして、「援助事業の評価視点」とございます。こちらは協働より数が多いのですけれども、こちらはアイウエオカと6つの視点を用意しております。

「ア 援助事業とは、市が行う事業に貢献、または市が行う事業を推進する事業または団体である」ということで、先ほど委員からご意見がありました。この表現がやや複

雑で誤解を招くということは、私どもも聞いて、はっとしたところがございますが、特にこちらのほうは客観的な指標で見ていく必要があるのかなと考えております。例えば補助率または補助額といったもの、あるいは補助事業、イですけれども、「被補助者が行う活動が直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉向上や利益増進に寄与する」、こういったものも、ある程度客観的な数字で見られるということだと思います。

さらに、「エ 客観的な費用対効果」というところでも見られますし、オ「予め補助の終期が設定されている」。当然、長年やっているものというのはなかなか難しい。今後も援助事業としてやっていくには、根拠が余りにも不明確であるということがいえるのではないか。

ちょっと補足ですけれども、ここに五つほど、1000万円以上の事業が援助事業の中に含まれています。

まず、左の上から三つ目では、武蔵野市国際交流協会運営補助金。10行目、介護保険施設運営費補助金。そこから下に四つほど、人間ドック事業補助金。右に移りまして、上から二つ目、商店街装飾街路灯電気料補助金。そして中ごろにありますF&Fビル耐震改修。一番下、デイ食事助成事業補助金、これも1000万円以上ですが、こういった視点で客観的に、ある程度数値を追って評価をしていくべきではないかということです。

援助事業も協働事業も、例としてアが5点とか、イが3点とか、適当に数を振っておりまして、単純に合計して何点以上の場合には継続とか、何点以下の場合には見直しという形で振っておりますが、これはあくまでもご議論を活発にさせていただくための単純な設定という形でやらせていただきました。

以上です。

○委員長 何かご質問はございますか。

○委員 これは、案として。事務局としてのたたき台。

○事務局 たたき台です。コンサルにお願いして、ほかの事例とかで何かいいたたき台はないですかということでお出ししました。

○委員 これは23点満点。これはどうやってやる。例えば、一番上の原水禁武蔵野会議補助金というのをどういうふうに評価していくのかしら。

○事務局 合計20点です。済みません。これは数字の間違いです。全部満点であれば20点になる。

○委員 全部アイウエオ。

○事務局 すべて5点、3点取ればという例。ですから、これは点数も例示ですので、どれを設けようとかいうところはあるのですが。

○委員 一つの事業について全部Aの場合で5点か0点か、イの場合で3点か0点かということ。

○事務局 そういう形で評点すれば、順位づけとか、この援助はだめじゃないかという一つの目安となるということです。

○委員 そうすると満点が20点。

○事務局 切り分けができるのではないかと。

○委員 この案は、5点オア0点なのですか。5点満点中の何点ということではなくて、二者択一ということですか。

○事務局 それは全部5点、4点、3点、つけてもいいのですけれども、選択するのも大変ですけれども、5点と4点の差をつけるのはもっと大変になると思います。

○コンサル こちらのほうで説明した部分を若干補足しますけれども、私どもがお手伝いしたある自治体は、武蔵野市と正反対と考えてもらえばいいと思うのです。地方で財政力が大変乏しいところで、補助金とはいえども、そこから相当の金額を捻出したいということで、さっきの言葉でいいますと、バッサバッサ切りたい、いかに切るかというところで、どのようなゼロベースの基準をつくろうということ考えていますので、そういう意味では先ほどいいましたけれども、これが果たして武蔵野市の基準として、どこまで行けるかというのは、五つのものがありますので、その辺は頭に置いていただいて。

ただ、少なくとも援助といった場合には、そういうゼロベースの視点というのは欠かせないだろうということで、参考にお考え願えればという意味合いでございます。

○委員長 具体的には、きょうお持ち帰りいただいて、次回に検討、議論することになると思います。一つは、ざっくりですけれども、援助と協働の定義の問題ですね。もう一つは、きょうご提示いただいたA4の裏表の部分の評価方法の問題。この2点ですね。

これは伺っていて、アイウエオカまであるのですが、結局やられていることは、ちょっと確認なのですけれども、簡単にいうと、委託の場合は全部の基準を当てはめるけれども、援助または協働の場合には、これの評価の基準がウエートづけされて点数化されているということですね。だから、援助の場合はどの基準を持ってくるか、あるいはウエートをどうするかという話ですね、簡単にいえば。

○事務局 それがあるべき姿というところになってくると思います。援助がどうあるべき

かというのが、もし共通のものとして掲げられれば、それになるべく比重を重くして、それに持っていくようなもの。それに外れるものについては切るということが評価なのかなというふうに考えていたものですから。そういう意味では、どういう評価をするということが何もないと議論にならないので。かといって援助に必要性を議論するのは意味がないという話も出ていましたから、そういう部分では、こういう視点もあるのではないかという他市の事例の中から出して、違いうだろう、こういうところを見るべきではないかというご意見をいただければ、というものです。

最終的にはこの定義とともに評価シートみたいなものが、各補助金に当てられれば、この補助はよくない、こっちのほうがいい補助だということができるとはならないかということとです。

○委員長 議論は次回にするとして、この基準とこの数値化されたものを見ると、どの基準の何倍になっているかということですね、簡単にいうと。例えば、効率性は有効性の2倍になっているとかいう点数になっているわけですね。

○事務局 どちらかというところ、その倍率というよりは、定義に当たる部分に重きを置いて、それ以外のものを同じように考えているというところではあります。

○委員長 ただ、3点、3点、3点、1点と打っているということは、こっちの基準の何かは3点で、何かは1点だから、3倍のウエートを置いていると。

○事務局 提案型の部分は、武蔵野の場合、別に二つほどあります。

○委員長 私が申し上げたのは、そういうことをやっているわけですので、そういうことをやっているということを確認した上で、こっちの基準を入れ込むのか、あるいはウエートをどうするのかということをお少し考えてくださいと。そうすると、変な話ですけども、何かマトリックスか表みたいなものができますね。こっちの基準で、何かわからないけれども、どういうウエートづけがされているかの整理表みたいなのがあると、ありがたいなということと。

○副委員長 そろそろ委員長の原案が出てくるころじゃないですか。

○委員長 ないないない。もう一回議論しましょう。(笑)

○副委員長 だれかが原案をつくらないと難しいと思うので……。

○委員長 ちょっと考えましょう。

○副委員長 きょうやったところは、きょうのはっきりしたと思いますが、報告書でもかなりきつくなりますね。要は事務事業評価になりますよと。そうすると、現業部門の特

徴としては、委託・分担からだんだん、援助・協働に流れてくるわけです。ところが、一番よくないのは援助のほうで、バーッとこっちに流れてきちゃよくないわけですから、先ほどもコンサルの方がおっしゃっていましたが、ここまで流れてきたら、必ず毎年ゼロベースですよ、あるいは次回考えるこの点数化のときに、ここに来ると、逆にまたきつくなるみたいな、きちんと評価している、あるいはオール・オア・ナッシング的なものになるとか、そういうことを少し考えて入れていかないと、だんだんしり抜けになってきちゃいます。

できれば、一番こちらに流れてこないで、協働のところを打ち出せるように、きちんとコントロールして、お互い手を結びながらやりましょうというような評価ができれば、仕事は終わりですけど。

○委員長 この表で行くと、援助事業のアの部分がゼロだと廃止というところでとまっているわけでしょう。

○副委員長 例えばそういうことですね。何かとてもクリティカルなものを選んで、それについては点数が極端に高くなるとか。

○委員長 あるいは低くなって廃止ということでしょうね。

○副委員長 それをゲットしないとだめとか。

○委員長 次回に、要するにこの点数化されているこういうウエートづけの方法でたたき台をつくっていいかどうか、確認だけさせていただいて。ウエートづけと、内容については、次回までにもう少し練ってやりますが、ある種の点数化の方向でいいのか。

○副委員長 多分委員長から原案が出てくるかなと。

○委員 方向としてはいいのかもわからないのですが、ここのカテゴリーに入るレベルだというふうに片づけちゃえば別ですが、質を見ないと。例えば、介護保険施設運営費補助というのは内容をかなり重視していくということが必要なのだろうと思うのです。

だから、もしも点数化をするということであれば、この部分にはつけるという部分と、そこにさらに特別加点をするとか減点をするとか、ある程度そういう仕組みをつくっておかないと、一律的に点数評価をするというのは、なかなか厳しいかなという感じはしますけど。その加点の中で、特に重点的なものについては、市政にとって、あるいは市民にとってプラスアルファになるものについては、この枠外に、一律的にアからカの中に入るかどうかは別として、プラスアルファができるような仕組みをつくっておかないと、なかなか

か難しいかなということが一つ。

それから、これは後で事務局のほうで考えていただくと思うのですが、さっきの定義と合わせて、さっき戦略性が認められること云々というふうに書いてありますけれども、それは何に戦略性があるのかというのは、市の補助を出す部分と受ける部分と、これはまた違うと思うのです。そのあたりはこの辺をもう少し議論したほうがいいと思うのです。点数化するに際しても。

○委員長 次回、もちろん定義については議論しなきゃだめでしょうね。

それから、いい忘れましたが、要するに援助あるいは協働の項目として、この分類が正しいのかもまずやらなきゃいけない。

○副委員長 ちょっと見ていると違うなというのは。

○委員長 それをまずやった上で、今度点数化の方法をどうするかということを考えて、なおかつ委員が今おっしゃったように、特別加算みたいなもの、あるいは特別配慮みたいなものをどうするのか。点数化するならばですよ。

○委員 もう1点、今の評価視点の中に、情報開示の話が全くないんです。説明責任の話が、現状これは案なのでなくてもいいと思うのですが、そういう視点も入れないと、活動内容は確かに立派なことをやっているというところであったとしても、それを情報開示していないと、市役所はそれをコントロールできない。チェックもできないですから、そういう視点も持っていないと、要は立派な活動をしているということにはなっているけれども、市が検証できないものに関しては点数が大きく下がるような仕組みにする必要はあると思います。

○委員長 情報開示手段を市が提供する。

○事務局 難しいところはちょっとあるかなと。お祭りに情報開示を求めると、例えば主催者というのはお祭りが終わると、多分なくなってしまうような団体もあります。

○委員 それでも、決算なんかは出るわけですよ、市に対して。そういうわけでもないのですか。

○事務局 補助金に対しては当然出てきていますけれども、その辺のレベルを開示と見るかとかいうのは。援助になると、すごく幅広いといいますか、いろいろなものがあるかと。出ればいいと見るのか、どの程度のものを見ていくかというのもあるかだと思います。

○委員 レベルの問題というのはあると思いますが、相手の活動を検証できるかどうかという視点は必要だと思います。

○副委員長 やっぱり有効性とか効果というものについて、ある意味出さないといけないですね。お祭りに対して補助すると、お祭りをやればいいという話になるのですが、やればいいものなのか、それともお祭りをやって、人の数でやるのかもわかりませんが、何か地域活性化とか、皆さんが喜んだとか、そういうものが少しは報告されるべきですよ。そういう意味も含めて、多分情報公開とか説明責任とおっしゃったのだと思うのですけど。

○委員長 次回議論しましょう。

○事務局 必ず点数化を目指しているわけではないのです。ただ、今回の部分というのは「有効性」とか「妥当性」、「必要性」という一つの物差しがあったのですけれども、この部分ではそういう物差しではないというお話があったので、何らかお出しすることで皆さんが、違うだろうという反応を含めて、全く違うご意見もいただければ、それでまた出していけるというふうに理解しております。別に、これで行くぞというつもりではないので、全く違う視点でのご意見もどんどんお出しいただければと思っております。

○委員長 了解しました。

○委員 これについては来週、資料はあるのですか。

○委員長 本日お配りしたもので。

○副委員長 これは多分コンサルの方が分けた。前にいただいたものに金額が入っているので、それを見ると大体わかる。

○委員 それに基づいて、ここを議論するということですね。

○事務局 今回見やすいかなと思って金額の欄を除いただけですので、金額を入れるなら、印刷の仕方ですらにでもなります。

○委員 同じ判断になっているのですね。

○事務局 そうです。判断もこちらについては今回投げて、また皆さんの議論をというところもありますので、ここは違うというご意見をいただければというふうには思っています。

(2) その他

○委員長 次回は11月13日。12月は、第1候補は12月11日、木曜日の6時。都合が悪ければ、またちょっと調整させてください。

3 閉 会